## ○総務省令第百十八号

を次のように定める。電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省合

令和大年十二月二十六日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則の一部を改正する省令

前欄にされに対応するものを掲げていないものは、これを加える。前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が正後欄に掲げる規定の下線を付しては破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

改 正 後

別表第二号の五 人工衛星局の電力東密度の許容値(第32条の6関係)

		1
周波数帯	仰角 (δ)	電力東密度の許
	(注1)	容値(注2)
[1~15 略]	[略]	[略]
16 19.3GHzを超え19.7GHz以下	0度を超え	-115デシベル
21.4GHzを超え22GHz以下	5度以下	(注6)
22.55GHzを超え23.55GHz以下	5度を超え	$-115+0.5$ ( $\delta$
24. 45GHzを超え24. 75GHz以下	25度以下	- 5) デシベル
25. 25GHzを超え27. 5GHz以下		(注6)
27.5GHzを超え27.501GHz以下	25度を超え	-105デシベル
31GHzを超え31.3GHz以下(注15)	90度以下	(注6)
40GHzを超え40.5GHz以下(注16)		
40.5GHzを超え42GHz以下(注7、注17、注20)		
17 27.5GHzを超え30GHz以下(注21)	0度を超え	-120デシベル
	5度以下	(注6)
	5度を超え	$-120+0.5$ ( $\delta$
	25度以下	- 5) デシベル
		(注6)
	25度を超え	-110デシベル
	90度以下	(注6)
<u>18</u> ~ <u>23</u> [略]	[略]	[略]

「注1~12 略]

- 13 固定地点の地球局と<u>宇宙無線通信を行う人工衛星局若しくは人工衛星局と宇宙無線通信</u> を行う人工衛星局であつて対地静止衛星に開設するもの又は気象に関する情報を取得する ために宇宙無線通信を行う人工衛星局に限る。
- 14 固定地点の地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局又は人工衛星局と宇宙無線通信を行う人工衛星局であって、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外のものに限る。

式中Xは、当該人工衛星局の総数N及びNvについて次のとおりとする。

Nが50以下の場合、Xは0

Nが50を超え288以下の場合、Xは(5 / 119) (N-50)

Nが288を超え999以下の場合、Xは(1/69) (N+402)

 $\underline{\rm N}$ が1000以上6000以下の場合、Xは20.3又は10log  $\underline{\rm _{10}}$  (N  $\nu$  ) のいずれか大きい値

<u>Nが6000を超える場合、Xは10log10(N v</u>)+1

別表第二号の五 [同左]

刊衣弟一方のユ [四左]		
周波数帯	仰角(δ)	電力東密度の許
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(注1)	容値(注2)
[1~15 同左]	[同左]	[同左]
16 19.3GHzを超え19.7GHz以下	0度を超え	-115デシベル
21.4GHzを超え22GHz以下	5度以下	(注6)
22.55GHzを超え23.55GHz以下	5度を超え	$-115+0.5$ ( $\delta$
24.45GHzを超え24.75GHz以下	25度以下	-5) デシベル
25. 25GHzを超え27. 5GHz以下		(注6)
	25度を超え	-105デシベル
31GHzを超え31.3GHz以下 (注15)	90度以下	(注6)
40GHzを超え40.5GHz以下(注16)		
40.5GHzを超え42GHz以下(注7、注17、注20)		
<u>17~22</u> [同左]	[同左]	[同左]

「注1~12 同左]

- 13 固定地点の地球局と<u>宇宙無線通信</u>を行う人工衛星局であつて対地静止衛星に開設するもの又は気象に関する情報を取得するために宇宙無線通信を行う人工衛星局に限る。
- 14 固定地点の地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局であつて、対地静止衛星に開設する 人工衛星局以外のものに限る。

式中Xは、当該人工衛星局の総数Nについて次のとおりとする。

Nが50以下の場合、Xは0

Nが50を超え288以下の場合、Xは(5 / 119) (N-50)

Nが288を超える場合、Xは(1/69) (N+402)

なお、 $N\nu$ は、当該人工衛星局を使用する業務の区域内であって、最小仰角を0度としたときは、地表面における任意の地点からの見通し域内にある当該人工衛星局の最大数とする。

15~20 [略]

<u>21</u> 対地静止衛星に開設する人工衛星局以外の人工衛星局と宇宙無線通信を行う人工衛星局 に限る。 15~20 [同左]

[新設]

備考(表中の[ ]の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

この省令は、令和七年一月一日から施行する。附 則